

これまでの主な経緯

- H19.6 **中央省庁業務継続ガイドライン第1版公表**
首都直下地震対策大綱(H17.9)を踏まえ、中央省庁が初めて業務継続計画を策定する際の作業を支援することを目的
- H23.3 **東日本大震災発生**
- H25.12 **・ 首都直下地震対策特別措置法施行**
首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的
- ・ 首都直下地震の被害想定と対策について [中央防災会議防災対策実行会議首都直下地震対策検討WG最終報告]**
- H26.3 **・ 首都直下地震緊急対策推進基本計画 [閣議決定]**
首都直下地震対策の基本方針
- ・ 政府業務継続計画（首都直下地震対策） [閣議決定]**
首都直下地震発生時における政府として維持すべき必須機能に該当する非常時優先業務の実施に関する方針等

概要

- 政府業務継続計画（首都直下地震対策）等を踏まえ、「中央省庁業務継続ガイドライン第1版」を全面的に見直し、発災時に非常時優先業務を実施するための平常時からの取組等に関する記載を充実
- ・ **業務継続マネジメントの確立**
業務継続を全組織的な取組とするために幹部職員等の関与の重要性に関する記載を充実
- ・ **執行体制の確立**
職員の確保対策等の執行体制に関する記載を充実
- ・ **執務環境の確保**
通信システム及び代替庁舎の確保等に関する記載を充実